

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

政府・与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりに工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については、国家主権の根幹にかかわる問題であるので、拙速な議論は慎まなくてはならない。

日本国憲法第15条第1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定され、また、同法第93条第2項において「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定されている。

これらの規定の解釈について平成7年2月28日の最高裁判所判決で「憲法が第15条第1項で公務員を選定罷免する権利を保障しているのは日本国民で、その保障は在留外国人に及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」としている。

したがって、永住外国人に対して地方参政権を付与することは、憲法違反である疑いも否定できない。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定しないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、法務大臣、外務大臣、愛知県知事 } あて